

下水道メーター取替業務実施要領

1 現場で業務に着手するに当たっての注意事項

- (1) 下水道使用者に対し、下水道メーター（以下「メーター」という。）取替えの趣旨を十分説明して、一時断水すること等の了承を得てから業務に着手する。
- (2) 現場内に入出入りする際は、門扉の開閉を一回毎正確に行う。

2 メーター取替えの作業要領

- (1) 最初に、口径や型式を確認し、既設のメーターが取替えを指示されたメーターであることを確認すること。
- (2) メーターを取替える前に、止水栓、メーターユニオン、フランジ部分の漏水の有無を確認すること。なお、漏水を発見した場合は、使用者に確認を求め、修理代が必要な場合はその内容を十分説明し、使用者の了解を得た上で、修理及び取り替えを行うこと。
- (3) 新しいメーターを取付ける前に必ず接続部を洗浄し、異物や泥水等を混入させないように注意して取付けること。
- (4) 新しいパッキンを使用し、基本、メーターは水平に取り付けること。なお、旧メーターが垂直に設置している場合は、現状通りの位置に新メーターを取付けること。
- (5) 流入方向を確かめ、逆付けにならないようメーターの側面に示す矢印に注意して、正しく取り付けること。
- (6) ユニオン及びフランジの締め付け、パッキンのよじれ等に注意すること。
- (7) 取り付け終了後、作業時に発生した濁り水およびエアーを排出し、接続部に漏水のないことを確認すること。
- (8) 取り付けたメーターと取外したメーター両方の型式、指針等を確認し、間違いのないように記録し報告すること。
- (9) 施工終了後、直ちに下水道使用者に終了を報告し、濁り水が出ることなどその対処方法を説明すること。
- (10) 現状ではメーターの取替えが困難であるなど、メーター周辺の整備等が必要であると思われるものについては、速やかに上下水道局担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 止水栓不明等は、現地調査をよく行った上で、なお不明なときは、上下水道局担当者の指示に従うこと。
- (12) 施工不備等により、下水道使用者又は第三者に損害を与えたときは、直ちに謝罪し、自らの責任において解決を図るとともに、速やかに上下水道局担当者に報告すること。

なお、解決が困難であるときや相手方が上下水道局との協議を望んでいるときには、遅滞なく上下水道局担当者に報告、相談すること。

- (13) 以上の事項のほか、不明な点が生じた場合はその都度上下水道局担当者と協議し、その指示に従うこと。

3 大型メーター取替業務に当たっての注意事項

- (1) 大型メーターを取り替えるに当たっては、施工する期日、時間等について、使用者及び施設管理業者と前もって打ち合わせを行い、了解を得た後着手すること。
- (2) メーターを取付け、開栓し通水する際に急激に通水すると、水圧のためメーター機構部の破損の恐れがあるので、水圧の高い場所では特に注意し、止水栓、バルブ等を除々に開け静かに通水すること。
- (3) チェーンブロックやクレーン付トラックなどが使用される作業においては、作業員の危険を防止するため、安全靴、ヘルメット等を着用させるとともに、必要な安全措置を講じ、労働災害の防止に努めること。

4 指針の通知及び上下水道局への報告

- (1) 下水道メーター取替委託報告書を作成し、必ず指定された期日までに上下水道局担当者に提出すること。
- (2) 上記については、メーターが料金を請求、徴収するための重要な計量器であることを認識の上、確実にこなうこと。

5 仕分け及び指定場所への搬入

- (1) 取り替えたメーターは、口径別に整理をし、上下水道局の指定する場所へ搬入すること。